

# 全仏



No.  
528

仏暦2550年 5月  
[2007年]



(インド仏跡参拝のあいまに「チャイ」 撮影 白川 淳敬氏)

目次

「論点・視点 ④」日本仏教界への提言  
加盟団体をゆく 第4回 愛知県仏教会  
判例に学ぶ ②  
本人確認法施行令改正に伴う、振込み手続きに関するお知らせ  
ジャワ島中部地震～SVA からの報告とお礼～

## 論点・視点

④

## 日本仏教界への提言

ジャーナリスト 稲垣 真澄

線路内に走り込んだ女性を助けようとして殉職した警察官の追悼コンサートが、現場となった東京都板橋区の東武東上線・ときわ台駅前で開催され、殉職した宮本邦彦警部（二階級特進）のために作曲された追悼曲「その勇気を忘れないで」のほか、出演者、観客全員で「千の風になって」が歌われた、とつい先日新聞にも報じられていた（三月十九日朝刊）。

「千の風になって」が、クラシック音楽家による歌唱としては破格の売れ行きを見せ、静かな、を通りこして熱いブームになっているという。「心にしみる」「いやされる」「安らぎ」「慰め」といった言葉で形容されるのもつばらだ。単なる愛唱歌のブレイクとはちよつと異なる歌われ方をしているらしい。

お葬式でも歌われる。というより、お葬式の定番歌になりつつある。「Do not stand at my grave and weep (わたししの墓標の前で泣かないで)……」

というその詩句と、大地の静けさ伝えるようなメロディーとが斎場に流れて、参列者を一つの空気につつまることが少なくないという。音楽葬というのだからか。読経のかわりにこの「千の風になって」が聞かれるお葬式も珍しくなると聞く。じつのところ、わたし自身そうしたお葬式に列したことはないもの、大いにありうることだと思ふ。

強いられてか、理不尽にか、にわか命を終えた者が「わたし」という一人称で、自分が急に姿を隠したがために戸惑いを隠せず、戸惑いつつ墓前につどう生前親しかった者たち一人ひとりに、虚空から語りかけるといふ体裁だ。

わたしは墓標の前で泣かないで  
わたしはそこにはいないのだから  
……………

わたしは空をわたる千の風

わたしは舞い降る雪

やさしく降り注ぐ雨

実りの野原  
……………

わたしは墓の中になどいません。わたしは風となり、雪、雨、麦の穂……に姿を変えて、いつもあなたの周りの自然の中にいるのです。だからわざわざお墓参りなど必要ありません。どうかお墓の前では泣かないで、というのだ。

原詩はドイツ系アメリカ人女性の作品と伝えられ、これまでもずいぶん多くの遺族たちの心を慰めてきたらしい。それがいくぶん遅れて日本でも、新井満氏による新たな訳詞と曲想を得て、時代に寄り添う安らぎと慰撫の歌として定着し始めたということのようだ。

もつとも歌詞自体、人間の死後の魂はほかならぬ風や雪や雨や麦の穂などの自然物と一つになって、いつまでも身近にいて、生者を見守ってくれているというのだから、東洋的な自然観・死生観というか、少なくとも無意識のうちにはずいぶんわれわれとは親しいもののように思われる。

年末の紅白歌合戦にも登場し、先日はNHKテレビの「クローズアップ現代」まで、「千の風になって」によって救われたという数多くの家族の表情を伝えていた。亡き夫を思い、亡き父親を思いながら、若い母親と女兒たちが

が居間のソファでいっしょに「千の風」を口ずさむのだ。その表情はいかにも静かであった。

※

この歌がはやっているということとただちに思い浮かぶのは、「千の風になって」が与えてくれる程度の慰撫と安らぎを、わたしたちはほかの方法では得ることができなかったのかという疑問である。早い話、仏教者をふくむ日本の宗教者は、*喪失*に直面する現代日本人の心に、「千の風」なみの慰撫と安らぎすら提供するとはできなかったのかという疑問。あるいは、そうした役割はもはや宗教者には求められていないのか。ありていにいって、*人の心を救う*はずの仏教者は、一体なにをしてしているのかと。

「千の風」が受け入れられつつあることの背景には、多くのことが挙げられる。なんであれ西欧由来のものにいい惹かれてしまう近代日本人のあまりよくない習性。グローバル化による生活の世界標準化で、心のことまでむしろ西欧由来のものによる方が表現しやすいのかもしれないという現実。東洋思想風な内容を示す歌詞ゆえに、あまり「外国」を意識せずにわれわれ自身の心情として歌うことのできる親しみやすさ。演歌歌手ではなくクラシック音楽家が最初に歌ったがゆえのある種

あか抜けした清潔感……。

それらが相まわつてのブレイクではあるものの、今回のブレイクのいちばんの眼目はほかでもない、さきほど述べた「若い母親と女兒たち」が「居間でいっしょに」この歌を口ずさむという光景ではなかるうか、と思うのだ。つまりは、街角やiポッドやテレビやカラオケでだけ聞かれるのではなく、家庭の中にまで入り込んだ「千の風になつて」……。

思うに家庭の光景、家庭の中になが入り、なにが据えられているのかはその家庭の属する文明全体の熟成の様子を示すもつとも手っ取り早い指標だと思ふ。大いに話は飛ぶけれど、こういうことである。

農業文明、工業（機械）文明、情報文明という図式的な文明史の区分けを用いるなら、とりあえず世界中の農業文明の果肉・富を自分のところに集めて満喫したのが、近代の覇者イギリスだといえると思ふ。帝国主義国家として世界中の富を、大英博物館の収蔵品ともども、集めてきたのだ。

当時のイギリス人家庭のテーブルの上には、南方でしかとれない砂糖やカオ、ココナッツ、あるいはアジアでしか栽培されない紅茶が、日常的な嗜好品として据えられていたはずである。この光景を、世界の農業文明の成果が、

当時の最強ではあるが僻遠のイギリス人家庭の中に入り込んだ姿だと見てみたい。

そうするとそのイギリスで産業革命が起こり、次の工業（機械）文明が切り拓かれていった事態と併せ考えるなら、農業文明が家庭に入ることによつてイギリスにおいてひとまず熟成し、世界中から集積されたその富を用いて、農業文明とは異質な、蒸気動力利用の次の工業文明が用意された、ということができる。

このあたり、いささか屁理屈めいて聞こえるかもしれないが、次の局面は分かりやすいと思ふ。二十世紀を深く刻印する機械文明だが、当初イギリスにおいて機械はまだ、織機のように工場や、汽車や汽船のように山野河海に置かれて、家庭には入っていない。機械が大胆に家庭の中に入ってくるのは、次のアメリカにおいてである。つまりはマイカー・自動車や、掃除機・洗濯機などの各種家電製品である。

工場や山野河海に置かれるのなら、構造や部品が「剥き出し」であつて一向に構わなかつた機械も、家庭の中に入るとならば、まさか剥き出しでは許されない。くつろぎの空間にふさわしく、優美に装われなくてはならない。それがいわゆる工業デザインである。恩恵も社会が間接的に受けるというよ

りも、各家庭が直接享受するようになる。

機械文明は、機械が家庭に入った二十世紀前半のアメリカにおいて頂点に達したといえるのではないか。そしてそのアメリカで、従来の機械文明の成果を十二分に活用しつつ次の新たな文明、情報・コンピューター文明が用意されたと思うのだが、ここでは繰り返さない。

※

「家庭の中にある」ことの意味は、決して小さなものではないと思ふ。生きた文明の指標でもある。勢いのあるものが家庭に入ってくるのであつて、勢いの失せたものは入ってこないのだ。「千の風になつて」が家族で歌われている光景は、（必ずしも仏教哲理のように深遠・玄妙なものではないにしても）現にそれが現代日本人の心にも、たとない慰撫と安らぎを与えてくれていることの端的な表れにほかならない。よくいわれることだが、仏壇と神棚とが多くある家庭から見えなくなつて久しい。それはもちろん、日本の狭小な住宅事情を示しているだけではなく、仏教や神道が現代文明として最早、十全には「生きていない」ことをも示している。

遠くから眺められる仏教や神道は、むしろ今も少なくない。大寺・大社、

あるいは新宗教のグロテスクな建物は、壮麗に、よそよそしく輝いている。ちょうど工場に据えられた織機や、大自然の中を走る汽車・汽船を眺めるようなものだ。しかしその利便性は、家庭の中の自動車や、掃除機・洗濯機・冷蔵庫のように各人に直接的に受け止められるものではない。

ただ、そうはいつても自動車や掃除機・洗濯機がただ自動的に家庭の中に流れ込んできたわけではあるまい。そこには剥き出しの構造を優美に装う工業デザイナーや、家庭に売り込もうというセールスマンたちの必死の努力があつたはずである。今仏教者、宗教者に求められるのは、この「よいものを伝えるのだ」というセールスマンなみの確信と努力ではあるまいか。

稲垣 真澄（いながき ますみ）氏  
昭和二十三年生まれ。  
京大文学部宗教学科卒。産経新聞社入社。文化部編集委員をへて平成十八年退社。現在フリージャーナリスト。

\* 次回の「論点・視点」（六月号）は、兵庫県立大学環境人間学部教授 岡田真美子氏にご寄稿いただきます。

# 加盟団体をゆく

## 《第四回》愛知県仏教会

加盟団体各位と地域社会との繋がり、そして、ご苦労や喜びや歩み、思いや願いをお聞きし、インタビュースを通して皆さんの生のお届けする「加盟団体をゆく」第四回は愛知県仏教会を訪ね、本会理事の近藤真道愛知県仏教会会長にお話を伺いました。近藤先生の御自坊「秋月院」は名古屋市内にあります。慶長三年に創立され、昭和十三年に熱田神宮拡張に際し現在の地に移転しました。歴史の重みを感じる由緒あるたたずまいの中でお話しをお伺いすることができました。



近藤真道愛知県仏教会会長

— 仏教会の活動で、継続的に、また特に力を入れていらっしゃる点についてお話し下さい。

愛知県下には四千五百程の寺院がありますが、県仏教会に加入しているのは四千強です。その加入寺院を増やす活動を第一に行っております。仏教会未加入の寺院のご住職からは、「仏教会に加入するメリットは有るのでしようか？」というご質問を頂く事がございますが、愛知県仏教会では年会費が千円と安いこと、会報等の送付による仏教界の情報が受け取れる事、万一住職が亡くなった際には香典を出す、等を行っている旨をまず説明しております。

ですが、本来でしたらメリットの為ではなく、同じ仏教徒なので全から全ての寺院が仏教会に加入して頂けたら、との思いで加入促進を続けております。先般問題となった公益法人制度改革における民法三四条の問題等についての際も感じたのですが、日本の仏教は宗派仏教なので、宗派単位の縦の線の繋がり強いが横の繋がりが希薄なのではないでしょうか。しかし、同問題

を動かすことができたのは宗派・宗教をこえた横の繋がり力ではないでしょうか。その横の繋がりになるのは全日本仏教会を含めた各仏教会しか考えられません。各宗派単位で個々に対応は難しいでしょうし、窓口が一本化されていないのでは政府等も協議ができません。

公益法人制度改革の問題のみならず、韓国への遺骨返還等の問題に関しても仏教界の連携が無ければとても実現しないでしょう。仏教会の活動に参加しないし、諸問題について関心も全く無いのでは、寺院は今後縮小を余儀なくされてしまう時代になってきていると思えます。一寺院は仏教会を活用し、各仏教会は全日本仏教会を活用していく。その為に全日本仏教会は各仏教会の加入を促進し、各仏教会は個々の寺院の加入を促進して連携を深めていくことが重要だと考えております。

他、加入促進以外の活動としまして、例えば花まつり等の行事を例にしますと三河・尾張・名古屋の三ブロックに分かれて各仏教会が主催して行っております。ブロックごとに行事を行い、それに助成金を出して援助を行う形で活動を行っております。県外への活動としましては、海外救援活動として一昨年にカンボジアに中学校を建設、今年にはラオスに救急車を贈呈致しました。今後もそうした活動を続けてゆきます。

— 昨今の様々な社会問題について、感じていらっしゃる思いをお聞かせ下さい。

色々な問題が起こっていますが、物事の本来の意義が見失われてしまっている事に大きな原因があるのではないかと私は考えています。ゆとり教育と経済の活性化を考え休日移動させた増やしたりといった政策も過去に行われておりますが、休日に悲惨な事故や事件も多数報道され、ゆとりがゆとりになっていないように感じます。一般の方々の生の声をうまく反映しているとは言い難い状況にあるのではないかと感じております。

先日開催された「仏教懇話会」（本会主催十一月九日開催）において、政治家の方々とゆとりお話しする機会がございましたが、少し経済に重点を置きすぎているのではないかと感じています。最近成人式の事が毎年問題になっていますが、指導者サイドでも成人式が昔は元服の儀であった事を知らない方が増えております。体育の日が東京オリンピック開催を記念して制定された事を御存知無い方もいらっしゃいました。国を代表して国会議員として立っておられる指導者サイドにもそうした知識すら無いのですから、成人式の意義を踏まえずに一部の新人が成人式中に騒動や問題を起こしてしまう事件について、適切な指導や教育

が出来るのかと疑問が残ります。我々一人一人が歴史教育にも重点を置く事が重要だと思えます。昔を知らない今の尊さはわからない、と思えます。

名古屋市内の寺院の歴史についても一例を挙げますと、名古屋市の道路は広いことで全国的にも有名ですが、これに関しては市の道路拡張計画を受け、市内寺院の墓地を移転し、その区画を道路拡張に使ったという歴史がございます。寺院によっては、寺と墓地が離れてしまい運営地盤が弱くなってしまった寺院もあったようですが、市の計画に協力したわけです。しかし、仏教界が協力を行ったという事は歴史的にも一切伝えられていないのが現状です。そういった歴史に関しても、寺は伝えていかねばならないのではないかと感じています。

―現在の仏教界と今後の仏教界の在り方について、指針のようなものをお聞かせ下さい。

仏教界の公益性、という事が論議されて久しいですが、私人としてはお寺の公益性と言うのは「そこ(寺)に住職が居ること」にある、と考えております。もちろん、現在の仏教界に問題があるのも事実です。僧侶としての自覚が足りなく、「話す住職」が少ない事は非常に問題だと感じます。法話をしないどころか、檀家さんとのちよ

つとした会話をすることすらしなくなっているように思います。

愛知県を例に挙げますと、愛知県は月ごとの御檀家参りが非常に盛んです。月ごとの御檀家参りは良い点も悪い点もありまして、悪い点は月参りが忙しく、なかなか県仏等の行事に参加出来ない、という方が多いことです。逆に良い点は、毎月御檀家さんとの接点がありますので、そこで色々な発信や情報交換ができることです。ですが、そこで話をする僧侶が段々減ってきている。せつかくのチャンスを生かさなくては、悪い点だけが残ってしまいます。歴史教育についての話をしましたが、葬儀に関しても、式を通じて命の尊さを教えるのが葬儀の意義であり、我々僧侶もそれを教えていかなくてはなりません。

情報の発信、という観点で寺は非常に特殊で、基本的に「待ち」の姿勢であったと思います。ですが、今はそういう時代ではないのではないかと、と考えています。一般の方は、時間が無いから寺に来ないという訳ではない、と考えております。たとえ休みが増えたとしても、現在の状況なら、休みが増えればその分遊ぶ時間が増えるだけ、というのが実情です。なんとかしてお寺に来て頂いて、命を頂いた事への感謝を伝えてゆかねばなりません。簡単でも、小さくてもいいから情報発信を

してゆかねばならない、と感じています。



諸問題への鋭い指摘を多数頂きました

―本年財団創立五十周年を迎える本会の活動へのご意見・ご要望がございましたらお聞かせ下さい。

日本の仏教は宗派仏教なので、自分の宗派の言うことを聞いていなければならないという意識がどうしてもあります。参加意識の向上を図ってゆかなくてはなりません。都道府県仏教会の増強や、出来る限りの寺院把握等を進めてゆく必要はあるかと思えます。

神戸の地震の際等に、当仏教会はとにかく金銭的な援助をまず行つたのですが、それは名簿があつたからです。

なければとても迅速な対応ができなかつたでしょう。最近では個人情報保護法の弊害で、県内ですら名簿を作成する事が非常に難しくなっております。ですが、作成しておかない事にはいざ何かあつた場合には全く対応が出来なくなつてしまいます。個人情報保護法を例に挙げましたが、各法令等についても積極的に要望を出してゆく必要があるのではないかと考えております。

また、本会『全仏』誌についてですが、現在の世代はデジタルに慣れてるので、読むという段階まで持つていく、読む気を起こさせるまでがなかなか大変だと思えます。読ませて頂いておりますが、字が詰まっています、今の世代にはなかなか読んでもらえない。活字を大きくする等を行って頂けると、よりアピールができるのではないかと感じました。(談)

―ありがとうございました。

※ ※ ※

海外への救援活動等、愛知県仏教会の各種活動の詳細等につきましては、愛知県仏教会のホームページも是非ご覧下さいませ。

<http://www.aichi-bukyoku.jp/>

# 判例に学ぶ ②

## 宗制による住職特命は許されるか

本会顧問弁護士 長谷川 正浩

### 【事案の概要】

ある宗門に属する大乘寺（仮名）は、先代住職死亡後、法類総代が兼務住職をしていましたけれども、今ではその任期が満了してしまっていました。このお寺は、先代住職遷化のあと、その未亡人と娘さんが庫裏に居住して、事実上寺を守ってきましたので、檀家の皆さんはこの娘さんに婿を迎えて後任住職にしようと考えていました。ところが、手続きはなかなか思うように進みません。

大乘寺の寺院規則には「①後任住職は管長に任命を申請する。②住職が欠けた場合には、法類総代において住職が欠けた日から十四日以内に

・住職代務者がある場合には住職が欠けた日から九十日以内に

①の手続きをしなければならない」旨の規定がありました。

ところが、右の制限期間九十日を過ぎてしまったのです。大乘寺の寺院規則にはこの期間を経過してしまった場

合、どのようにすべきかの規定はありません。

しかし、宗門の宗制には「住職が欠けた日から九十日以内に住職候補者を選定しないときは、管長は

教区長に事実を調査させたうえで、特命住職を任命することができる」旨の規定がありました。

そこで宗門の管長はこの規定に基づいて大乘寺の特選住職を任命しました。

ところが、この特選住職は遷化した前任住職と極めて仲が悪かったということです。そのことが障害となったかどうかはわかりませんが、檀家総代らは、特選住職の入寺を断って、裁判に訴えたのです。

一、特選住職の職務執行を停止せよ  
二、職務執行停止期間中は、兼務住職であった者に住職の職務を代行させること。  
というものです。

### 【檀家総代らの主張】

檀家総代らの主張は色々ありますが、つぎの二点にまとめることができます。

①大乘寺と宗門は、それぞれ別々の宗教団体であり、別々の法人格をもつものであるから、大乘寺が宗門に属するといっても、それは、教義・法脈に関する事項についてのみの事柄である。従って住職の遷化や寺の経営に関する事項は専ら大乘寺規則に

よらなければならない。宗門の規定は大乘寺を拘束しない。

②壇信徒の信仰は、自ら尊信し帰依する住職を得て始めて可能である。管長が壇信徒を無視し反対を押し切って住職を任命できるとするならば、壇信徒の信仰の自由は剥奪される。従って管長の特命住職任命は、憲法に違反して無効である。というものです。

### 【裁判所の判断】

一審である東京地方裁判所は、檀家総代らの主張を概ね認める判決を出しましたが、二審である東京高等裁判所は、管長の特命を有効として檀家総代らの主張を認めませんでした。そこで檀家総代らはこれを不服として最高裁判所に上告しましたけれども、結局檀家総代らの主張は認められないことで終わりました。

裁判所は、次のように云って檀家総代らの主張を退けました。

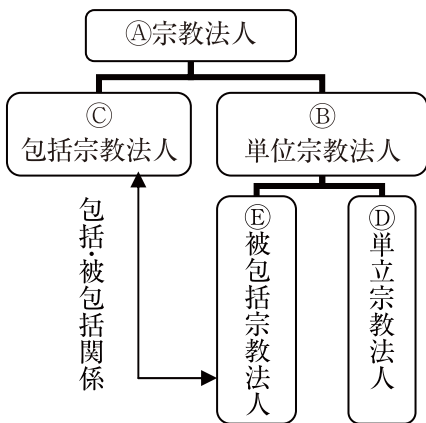
①宗門と大乘寺は別個の法人であるけれども、宗門の規則は宗門に所属する寺院に適用され、寺院はこれに従う義務がある。従って寺院の壇信徒

も宗門の規則に服すべきは当然である。

②憲法の保障する宗教の自由は、宗門の管長が宗則に従って住職を任命したことを排除する権限まで与えたものではない。

### 【争点1について】

宗教団体には二つの種類があります。一つは単位宗教法人といって、包括宗教法人以外の宗教法人であり、他は単位宗教法人を包括する包括宗教法人です。どこの包括宗教法人にも包括されていない宗教法人を単立宗教法人といいますが、どこかの包括宗教法人に包括される被包括宗教法人はあります。これを図示しますと次のようになります。



ところで、包括宗教法人Cと被包括宗教法人Eとの関係は、契約関係であ

ると云われています。従ってこの二つの法人は、対等平等であるということです。ですから、一方が他方に従属したり、一方が他方を支配したりする場合には、それぞれの法人規則にそのことを規定しておかなければなりません。多く宗門では、被包括関係にある寺院が借金をしたり、不動産を処分したりする場合には、宗門の承認をうけなければならぬことになっています。これは、相互規定事項と云って、宗門と寺院両方の規則に規定があるから、寺院は宗門の承認をうけなければならぬし、宗門は承認をするかしないかの権限をもっているわけです。

ところが、大乘寺の規則には、特命住職の規定はなく、ただ宗門の宗制にその規定があるのみでした。そうなる、大乘寺は、この宗門の規定にある、特命住職の任命には拘束されないのではないかと、という疑問が出てきます。ところが、対等平等と云って、それは法律上対等平等というだけのことであって、宗教上は支配服従の関係にたちます。これを宗門の治教権といっています。

例えば日蓮系の宗門に属する寺院が阿弥陀如来を御本尊とすることは、いかにそのことが双方の規則に記載されていないからといって、認められないことは当然のことです。なぜ当然か。これは法律事項ではなく、宗教に属する事項で、宗門の指示に従わなければ

ならないからです。

そして、住職という地位は、代表役員と異なって宗教上の地位です。従って多くの宗門に属する寺院では、「この寺院の代表役員は、宗門から任命された住職をもって充てる」と規定されていますけれども、住職の任免に関する規定は、被包括宗教法人の寺院規則にはありません。住職の任命規定は宗門の宗制にあるだけです。しかし、寺院は、これに従わなければなりません。それは、住職たる地位が宗教上の地位であるからです。宗門から住職に任命された寺院の住職は、その寺院の規則によって代表役員となるのです。これを充て職と云っています。

同じように住職を免ずる規定、例えば住職を罷免する規定も寺院規則にはありません。住職を罷免する規定は、宗門の宗制にあるだけです。しかし住職を罷免された寺院はこれに従わなければなりません。そして宗門から罷免された住職はその寺院の規則によって代表役員でなくなるわけです。

因みに代表役員が誰であるかを定める訴を裁判所に出すことはできますが、住職が誰であるかを裁判所に決めてくれという裁判を起こすことはできません。裁判所が宗教事項に介入することは、原則としてできないことになっているからです。

そこで、この裁判から私たちが学ぶ

ことは、宗門と寺院が対等平等であるといっても、それは、法律事項に限り、宗教事項は対等平等ではないと言うことです。そして、宗教事項については、壇信徒も宗門に従わなければならないということになります。従うことによって壇信徒の信仰が継続できないとなれば、寺院を離れて、他の寺院で信仰を維持していくしか方法はないということです。

\* \* \*

**事案の内容は判例を参考にして脚色してあります。**

《参考判例》

①最高裁判所昭和三十年六月八日  
大法院判決  
(民集九卷七号八八頁)

「いわゆる正伝寺事件」

②最高裁判所昭和五十五年一月十一日

第三小法定判決

(民集三十四卷一号一頁)

「いわゆる種徳寺事件」

《参考文献》

岡田弘隆氏

『ジュリスト判例百選第二版

—宗教判例による住職特命の可否と壇信徒の信教の自由—

安武敏夫氏

『宗教法研究第六輯

—住職の地位について—

(龍谷大学宗教法研究会編)

長谷川正浩(はせがわしょうこう) 略歴  
一九四二年、愛知県生まれ。早稲田大学大学院法学研究科修了。弁護士、日蓮宗蘇東教会担任、文化省宗教法人審議会委員、大正大学人間学部講師(宗教学法)。著書『墓地・納骨堂をめぐる法律実務』(共著)『寺院運営の税務相談』『寺院運営の法律入門』『宗教法人の法律相談』(共著)他。一九七九年から本会顧問弁護士を務める。

**無料法律相談室**

長谷川正浩顧問 弁問無料第の  
護士による、毎曜日事務総  
法律相談を、毎曜日事務総  
二、後開催して。本会事務  
局03(3437)9275へ  
事前予約の上お  
事下さい。

**財団創立五十周年記念事業**

**特別協賛金寄付者御芳名**

「寄付者」(二月十一日～四月一日)

妙福寺 土生真・敬覚寺・長念寺

本会会長大道晃仙

長専院正本乗光・京念珠刑部

(順不同・敬称略)

合計 百二十五万七千円

ご支援ありがとうございました。

皆様のご支援・御協力をお待ち申し上げております。

## 第四十一回 仏教伝道文化賞贈呈式

三月十五日(木)、仏教伝道センタービルで第四十一回仏教伝道文化賞贈呈式が開催された。

仏教の伝道と仏教文化の貢献に尽くされた方に贈呈される同賞は、文芸・美術・音楽・評論・その他の部門より江里康慧氏・江里佐代子氏がご夫妻で伝道者・実践者・その他の部門より林暁宇師が受賞された。

江里康慧氏(大仏師として国際的に活躍)・江里佐代子氏(仏教・装飾の截金の第一人者)ご夫妻は、共同制作によって多くの優れた作品を発表し、日本のみならず、米国や欧州でも高い評価を得、その成果を通して、仏教美術の興隆に貢献されてきた。

林暁宇師は、念仏者暁烏敏師の弟子として、師の厳しい教えを實踐し、釈尊以来の伝統的な乞食精神で生活し、多くの人に仏法による生き方を示してこられた。

式典では受賞者に賞状と副賞が贈られ、それぞれ喜びの言葉を述べられた。併せて、これからの仏教界のあり方、宗派・国の垣根を取り払い、僧俗一体となり釈尊の説かれた教えを世界へと広めていくことの必要性が語られた。

式典の後の祝宴は、和やかに懇談がなされ、盛会のうち閉会した。

## 自死問題と仏教

三月二十九日(木)、築地本願寺第一伝道会館に於いて、浄土真宗本願寺派東京教区青年僧侶協議会主催の研修会、「自殺問題と仏教とお坊さん」に参加した。

講師には、NPO法人の自殺対策支援センター「ライフリンク」に属し、東京自殺防止センターの電話相談員でもある藤澤克己氏(浄土真宗本願寺派・安楽寺副住職)が招かれた。当日参加人数は九十人を超えた。特に青年僧侶の姿が多く、高い関心と問題意識を感じることができた。



藤澤克己氏

### 現況と概要

藤澤氏は、「現在日本は八年連続年間自殺者数が三万人以上という高止まりを続けている。毎日平均約九十人、交通事故の約五倍が自殺で亡くなっている。」と自死についての概要を述べ、「死にたくて死ぬ人はいない。自殺は

避けることのできる死である。」「自殺が一件起こると周囲の五〜六名が深刻な心理的ダメージを受けてしまう。自殺者の遺族は、故人が自殺を行った事を隠すべき、という社会通念を押し付けられ、悲嘆のプロセスに抑圧されてしまう。そのせいで傷ついた心を癒せず遺族も孤立してしまう」という問題や、「支援に従事するスタッフの人員不足が恒常化してきている」という、自死問題の厳しい現況が述べられた。

### 自死問題とお坊さん

自死は個人的な問題としてのみとらえられるべきではなく社会的要因がある。そのことを踏まえて、平成十八年には自殺防止への社会的な取り組みを推進すべく「自殺対策基本法」が成立した。しかし、その自殺防止の連携体制イメージの輪の中には、寺院をはじめ、宗教界は一切入っていない。こころと命の問題に関して、お坊さんに出る事は何もないのであろうか。

「現場に関わり、生の声を聞き、悩んでいる人々と向き合う事が重要。分かち合いの集いを仏教的に言えばいわゆる「駆け込み寺」として将来復権できれば、連携体制へのアプローチとして良いのではないか」等、具体的な提唱がされた。

氏は「僧侶だからといって自殺の実情を知らずにアドバイスをする事は非常に危険であり、既に活動中の人々から集中的・実践的な研修を受けることが重要」であることを繰り返し述べ、「救う人・救われる人という上下関係でなく、共に歩むという態度や姿勢で、僧侶社会だけではなく積極的に外の社会資源と繋がる事が重要である」と訴えた。質疑応答では、自死問題と関わってきた僧侶からの質問も多数あり、既に現場で僧侶が自死問題と向き合っていることを再認識させられた。二時間に及ぶ研修は短く感じられた。

会場には宗派や世代を超えた参加者が見られ、将来的に自死問題に関する超宗派での活動及び情報交換ネットワーク構築への可能性を垣間見る事ができた。

東京自殺防止センターでは電話相談員の募集を年数回行っています。十週に渡る研修を受けてボランティア相談員としての認定を受けることができます。また、もし知人・友人等の自殺念慮者から直接相談を受けた場合もセンターを紹介する事も出来ます。左記に電話等でお問い合わせを。

東京自殺防止センター

03-3207-5040

<http://www.todn.ne.jp/~ceq16010/hp/apply.htm>

自殺遺族支援、自殺念慮者の相談ダイヤル  
03-5286-9090

## 日本宗教連盟が「公益法人制度改革に関する要望書」を提出

本会が加盟している日本宗教連盟では、4月13日(金)付けで、内閣官房副長官鈴木政二氏宛に下記の「公益法人制度改革に関する要望書」を提出いたしました。

内閣官房

副長官 鈴木 政 二 殿

### 公益法人制度改革に関する要望書

財団法人日本宗教連盟は、教派神道連合会・全日本仏教会・日本キリスト教連合会・神社本庁・新日本宗教団体連合会の5つの団体によって構成され、信教の自由と政教分離の精神のもと、宗教文化の興隆と文化国家の建設を目指し、もって世界平和に貢献すべく60余年にわたって諸活動を進めております。

日本宗教連盟は、公益法人制度改革3法の運用に関して重大な関心を寄せております。新しい公益法人制度の中で、宗教界が危惧している重要な問題をここに指摘し、各宗教法人の活動に混乱が生じることがないように、審議を重ねられるよう要望いたします。

#### 残余財産の帰属先について

昨年6月、公布された新しい公益法人制度3法によって、宗教系の社団法人・財団法人が公益認定法人に認定される法整備はなされました。しかし、宗教界として残っている大きな問題の一つは、公益社団法人・公益財団法人を清算する場合の残余財産の帰属先が、国もしくは地方公共団体または後記の7法人（イ・学校法人、ロ・社会福祉法人、ハ・更生保護法人、ニ・独立行政法人、ホ・国立大学法人、ヘ・大学共同利用機関、その他イからへまでに掲げる法人として政令で定める法人）に限定されており、宗教法人が明示されていないことです。

宗教界は、ここに大きな危惧を抱いています。もし、残余財産を宗教法人に帰属できないとすれば、宗教関係の境内地・境内建物、博物館、資料館、宗教関係の美術品・古書等の宝物が宗教法人に移転できなくなり、宗教活動に重大な支障が生じることは明白であります。

公益社団法人・公益財団法人の残余財産の帰属については、昨年3月の行政改革推進本部の合同会議において、「政令段階で対応をはかる」ことが申し合わされております。

秀抜なるご見識をもって、慎重に検討されますようお願い申し上げます。

平成19年4月13日

東京都港区芝公園四丁目7番4号  
財団法人 日本宗教連盟  
理事長 山 北 宣 久

#### 日本宗教連盟六十周年記念

##### 「宗教と教育」シンポジウム開催

三月二十七日(火)、虎ノ門パストラルに於いて、日本宗教連盟六十周年記念「宗教と教育シンポジウム」いま、宗教心と教育を考える」が開催された。テーマが「宗教と教育」ということもあり関心も高く、参加者は百五十人を越えた。

コーディネーターの島蘭進氏(日本宗教連盟理事)の進行により、各団体より学業関係者として推薦されたパネリスト四名(星野英紀氏、諏訪秀一氏、水口洋氏、浅見浩子氏)が、今日の家庭や学校などの教育の場で直面している諸問題に宗教の視点から意見を交わした。

教育基本法の改正を受け、宗教をどのように教育に盛り込んでいくかについて実地での体験や活動を踏まえて、「諸宗教に關しての学習を偏らずに行う」「自然への畏敬の念と共存の心を確かにする」「生かされている自覚の回復」「心の支えとしての「宗教心」の育成」等に関して話し合われた。

質疑応答においては公立学校における宗教教育の可能性の有無について、祈りや畏敬の念をどう教えていくべきか、等々の活発な意見が交わされた。

## 「教化セミナー」開催のお知らせ

「いま、子どもたちがあぶない」

PART 3

「検証」子は親の背中を見て育つ」

講師 義家弘介氏

(内閣官房教育再生会議担当室室長)

日時 平成十九年六月二十七日(水)

午後六時三十分～午後八時

場所 御茶ノ水セントラルビル一階

カンファレンスルーム

JR御茶ノ水駅聖橋口から徒歩0分

共催 日本仏教保育協会

全国青少年教化協議会

参加無料(要申込先着一二〇名)

申込・問い合わせ 本会 社会人権部

今回の講師は義家弘介先生です。先生から子供たちに対する思い、親(大人)たちへの思い、メディアでは伝えきれない思いを主に、自分の思い描いている理想と現実のギャップ、社会への批評、今後の課題や抱負をお話いただく予定です。また講演後、休憩をはさんで参加者からの質問を要約して、(財)全国青少年教化協議会主幹の神仁師と対談していただきます。

家庭・学校・地域など、子どもを取り巻く世界が著しく変化し、街が子どもを育てた昔の環境は無くなってしまったのかもかもしれません。でも、その時代に育った私達大人に何かできることはあると思います。このセミナーには是非ご参加いただき、皆様と一緒に「親・大人」のできることを考えてみたいと思います。

## 特別会計

## 平成十八年度

## 「救援基金」収支報告

全日本仏教会では、二〇〇三年十二月二十六日発生のイラン南東部大地震を契機に、湾岸戦争およびバングラデイシユ難民救済の協賛の残金をもとに、恒常的かつ緊急の対応を図るべく「全日本仏教会救援基金」を常設いたしました。

二〇〇四年には新潟県中越地震・インド洋スマトラ沖地震、二〇〇五年にはパキスタン北部地震、二〇〇六年にはジャワ島中部地震により未曾有の被害がもたらされました。本年に入り、能登半島地震により多数の方が被災し、言い知れぬ不安な毎日を過ごされておられます。

皆様からお寄せいただいた多くの浄財は、別記の支援団体等へ寄託させていただきました。ここに平成十八年度の収支報告をさせていただきます。各位に対し衷心より御礼申し上げますとともに、ひきつづきご協賛のほど宜しくお願い申し上げます。

※救援金の送付先

## 【郵便振替】

口座番号

00110191704834

口座名義 全日本仏教会救援基金

## 【銀行振込】

中央三井信託銀行 本店営業部

口座番号 0973031

口座名義 財団法人全日本仏教会

## 収支計算書

平成19年3月31日現在

## 収支計算

## 【収入の部】

1. 前年度繰越金		26,606,693円
2. 救援募金(ジャワ島中部地震)	14件	2,614,420円
3. 救援募金(指定なし)	18件	1,176,325円
4. 利息		53,800円
収入合計		30,451,238円

## 【支出の部】

1. ジャワ島中部地震被災地支援金インドネシア大使館		1,000,000円
2. ジャワ島中部地震被災地支援金仏教NGOネットワーク		2,000,000円
3. ジャワ島中部地震被災地支援金日本赤十字社		1,000,000円
4. 事務費(振込手数料・郵便振替手数料・交通費・郵送料等)		15,775円
支出合計		4,015,775円

次年度繰越金

金 26,435,463円

# 本人確認法施行令改正に伴つ、振込み手続きに関するお知らせ

平成十九年一月四日より本人確認法

施行令が改正され、郵便局・各種金融機関で十万円を超える送金を行う場合に本人確認が必要となりました。負担金・寄付金等で、お振込いただく金額が十万円を超える場合、左記の手続き・書類が必要となります。

## 《十万円を超えるお振込》

○振込用紙を使い現金でお振込いただく場合  
ATMからはお振込いただけなくなりました。窓口にてお振込いただく必要があります。振込用紙に窓口で手続きされる方の住所・氏名を御記入の上、免許証や保険証などの本人確認が必要となります。

例1：振込用紙に記載されているのが御住職様の名前で、窓口にお振込が御座る場合  
↓振込用紙に御住職様の住所・氏名を御記入の上、御住職様の本人確認が必要となります

例2：振込用紙に記載されているのは御住職様の名前だが、実際に窓口に行かれるのは副住職様等の場合

↓副住職様等の住所・氏名を振込用紙に御記入の上、副住職様等の本人確認が必要となります。

例3：振込用紙に記載されているのが法人名(寺院名)の場合  
↓実際に窓口に行かれる方の住所・氏名を振込用紙に御記入の上、その方の本人確認が必要となります。

○預金口座からお振込いただく場合  
ATM・窓口のいずれにおいても、従来と同様にお振込みを行うことが可能です。ただし、口座開設時に本人確認手続きが済んでいない場合、窓口で本人確認書類の提示が必要となります。

必要な書類は、口座名義が個人の場合は免許証や保険証など、法人の場合は登記事項証明書や印鑑登録証明書などが必要となります。また、法人の場合は実際に窓口で手続きされる方の証明書も必要になります。

## 《十万円を超えないお振込》

従来通り手続きすることが出来ます。お手数をおかけ致しますがよろしくお願ひ致します。

# 事務総局録事

## 三月(十一〜三十一日)

十二日▼日本宗教連盟幹事会 理事会

▼法印転衣式出席(於 高野山)

十三日▼社会人権審議会

▼事務総局連絡会議

▼記者懇談会開催

十四日▼東京観光財団来局

十五日▼仏教伝道文化賞授賞式出席

十六日▼事務連絡会議

十九日▼近畿府県仏教会・関西支局合同会議

同日▼韓国大使館洪氏来局

同日▼自民党本部政務調査会内田氏来局

同日▼仏教英語教育プログラム打ち合わせ

同日▼無料法律相談室

二十二日▼仏教タイムス社 理事長取材

二十六日▼東京観光財団来局

二十七日▼局内会議

二十七日▼次年度教化セミナー打ち合わせ

同日▼日本宗教連盟「宗教と教育シンポジウム」出席

同日▼比叡山宗教サミット二十周年記念事務局会議出席

▼BNN企画委員会出席

二十八日▼SVA事務局来訪

二十九日▼宗教教育推進特別委員会開催

▼浄土真宗本願寺派東京教区青年僧侶協議会主催 第二回社会部研修会参加

三十日▼WFB大会打ち合わせ(於大正大学)

同日▼電通来局

三日▼東京観光財団来局

六日▼事務連絡会議

七日▼WFB大会打ち合わせ(於大正大学)

九日▼局内会議

同日▼電通来局

同日▼文化庁宗務課来局

同日▼文化庁宗務課来局

## ★今月の表紙について★

彼女は手際よくチャイを作り、小さな素焼きのカップにそれを注ぎ私に差し出した。チャイはインドのミルクティー。クローブ、カルダモン、ジンジャー、ローレルリーフなどの香料が入りほどよく香った。(ベナレス郊外にて)

### ジャワ島中部地震の 救援活動について

#### シャンティ国際ボランティア会 (SVA)からの報告とお礼

本会では、昨年五月二十七日に発生したジャワ島中部地震に際しまして、本会の救援基金より仏教NGOネットワーク(以下、BNN)へ二百万円を寄託いたしました。それを受けBNNの加盟団体SVAでは現地で様々な救援活動を展開してまいりました。今回、SVAより、救援活動が一応の終結をした件につき、最終報告とお礼のMAILが届きました。皆様からの多岐にわたるご支援にお礼申し上げます。

\* \* \*

SVAは、五月二十七日に発生したジャワ島中部地震に対して、被災した子どもたちへの教育支援活動を中心に行うと共に、地域住民への仮設住宅支援、医療サービス支援活動を行ってまいりました。昨年末をもって活動を終了しましたのでご報告申し上げます。

#### 子どもたちへの教育文化支援活動

1. 子どもの遊び場支援・・・図書館機能も併せ持つ『子どもの遊び場』を五集落に五棟設置。子どもや女性を対象にした活動の他、活動を担う青年たちへの研修を実施。
2. 学用品支援・・・文具セットおよ

び学校備品の供与。幼稚園計八校(二百十八名)、小学校計十一校(千五百名)

3. 子ども文化祭の開催・・・二泊三日の期間中はゲーム、文化ステージの発表などを行いました。集落の青年、子ども約二百名が参加しました。

#### 被災住民支援

1. 住民参加型の仮設住宅支援・・・九地区にて八百二十二戸設置。他、建築専門チームによる研修会、仮設住宅設置の際の技術指導を行いました。
2. 保健・医療サービス支援・・・仮設クリニック、巡回・在宅医療を通して、延べ七千四百五十三名への無料診察・治療の実施。他、村落健康ボランティアの育成、基礎医療教育活動及び、高齢者、乳幼児への定期健診を行いました。



『子どもの遊び場』に集う子ども達

### 増上寺 第二十六回 薪能のご案内

- 日時 平成19年5月26日(土) 16:30開場 17:30開演
- 場所 大本山増上寺 東京都港区芝公園4-7-35
- 演目  
能「楊貴妃」 / 狂言「附子」 / 能「石橋」



- チケット
  - ・チケット発売日 3月26日(月) 正午より
  - ・発売場所 増上寺本堂一階にて
  - S席: ¥7,000 A席: ¥5,000 B席: ¥4,000 C席: ¥3,000
  - ※チケット購入時のご注意
    - ・S席はお一人様2枚まで
    - ・S席・A席合わせて6枚までとさせていただきます。
- 問い合わせ 増上寺薪能係 03-3432-1431

### 奈良国立博物館特別展のご案内

特別展 **神仏習合**  
かみとほとけが  
織りなす信仰と美



2007年4月7日(土)~5月27日(日)  
奈良国立博物館 東・西新館

- 休館日 毎週月曜日
- ※ただし、4月30日、5月1日は開館します。
- 開館時間 午前9時30分~午後5時  
〔毎週金曜日は午後7時まで〕
- 観覧料金
 

	当日	前売/団体
一般	1,000円	900円
高校生・大学生	700円	600円
中学生以下	無料	

※前売券は3月9日(金)より発売、近鉄の主要駅・電子チケットぴあ・JTB・日本旅行・ジェイアール東海ツアーズ・各コンビニのチケットサービス等で取り扱っております。  
お問い合わせ 奈良国立博物館 0742-22-7771  
ホームページ <http://www.narahaku.go.jp/>